

# 破産管財人口座開設手数料新設のお知らせ

平素より、西武信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
当金庫では、2024年4月1日（月）より、破産管財人が手続きのために開設する破産管財人口座について、事務負担等を考慮し、口座開設手数料を新設いたします。今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 新設日

**2024年4月1日（月）**

### 2. 対象となる口座

破産管財人名義で新規に開設する口座

### 3. 手数料内容

口座開設1件あたり **5,500円（税込）**

以上

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

お問い合わせ先

西武信用金庫 お取引店舗までお問い合わせください  
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

